４　接続・卸役務提供の促進に関する措置を講ずる予定がある場合にあつては当該措置において用いる法第27条の12第３項第３号ロに規定する接続に係る機能又は同号ロに規定する卸電気通信役務の内容を、接続・卸役務提供の促進に関する措置以外の措置を講ずる予定がある場合にあつては当該措置の内容を具体的に記載すること。	［新設］
５～13　［略］	４～12　［同左］
14　法第27条の12第３項第10号の規定により、その他必要な事項として開設指針に定められた事項について具体的内容を記載すること。	13　法第27条の12第２項第９号の規定により、その他必要な事項として開設指針に定められた事項について具体的内容を記載すること。
15　［略］	14　［同左］
別表第十二号　無線局の運用の特例に係る届出書の様式（第31条の３第３項（第31条の４及び第31条の５において準用する場合を含む。）関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	**別表第十二号**　［同左］
無線局運用特例届出書 年　月　日 総務大臣　殿（注１） ［略］	無線局運用特例届出書 年　月　日 総務大臣　殿（注１） ［同左］
［１～５　略］	［１～５　同左］
６　欠格事由に関する事項（電波法第70条の８第１項の規定により無線局の運用を行わせた場合又は同法第70条の９第１項の規定により登録局を運用させた場合に限る。）（注５） □無線局の運用を行つた者は、電波法第５条第３項各号のいずれにも該当しません。 □登録局の運用を行つた者は、電波法第27条の23第２項各号（第２号を除く。）のいずれにも該当しません。	６　欠格事由に関する事項（電波法第70条の８第１項の規定により無線局の運用を行わせた場合又は同法第70条の９第１項の規定により登録局を運用させた場合に限る。）（注５） □無線局の運用を行った者は、電波法第５条第３項各号のいずれにも該当しません。 □登録局の運用を行った者は、電波法第27条の20第２項各号（第２号を除く。）のいずれにも該当しません。
［７　略］	［７　同左］
［注１～６　略］	［注１～６　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局運用規則の一部改正）

第三条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（妨害の防止又は終了促進措置の協議） **第四条の二**　無線局の免許人等は、法第二十七条の三十八第一項又は第二項に規定する協議の申入れがあつたときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。	（妨害の防止の協議） **第四条の二**　無線局の免許人等は、法第二十七条の三十五第一項に規定する協議の申入れがあつたときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。

（電波監理審議会議事規則の一部改正）

第四条　電波監理審議会議事規則（昭和二十七年郵政省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。